

保護者の皆様へ

国立市子ども家庭部長 松葉 篤
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症流行に伴う保護者に対する家庭保育のお願いの終了について

日頃より当市の保育・幼児教育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

令和4年10月14日付け、国子保発第102号にてお知らせしましたとおり、一定の条件のもと、家庭保育のお願い及びそれに伴う保育料等の日割り減額（還付充当処理）について、終了することとしております。

今般、10月25日の時点において、新型コロナウイルス感染症の流行状況につきまして、下記のとおりお示しした条件となりましたので本措置が終了となりますこと、お知らせいたします。

令和2年4月より、本措置を継続させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止と社会活動との両立が進められていることや保育園内での濃厚接触者の特定の考え方が変更されていること等に鑑み、いったん終了とさせていただきます。

何卒ご理解のほど、よろしく願いいたします。

記

1. 終了条件に対する合致状況

(1) 国立市内の保育関係施設での感染者数が著しく増加していないこと。(直近2週間)

⇒10/12(水)～10/18(火)…3名、10/19(水)～10/25(火)…0名

(2) 国立市内の保育園等において、休園する園が発生していないこと。(直近2週間)

⇒国立市内保育関係施設休園数…0園

(3) 国、東京都において、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が発令されていないこと。

⇒宣言等の発令なし。

(4) 東京都のモニタリング項目の分析・総括コメントにおいて、感染状況、医療提供体制ともに黄色または緑色のレベルとなっていること。

⇒感染状況…黄色(感染状況の推移に注意が必要である。)

医療提供体制…黄色(通常の医療との両立が可能な状況である。)

以上の(1)～(4)の条件に10月25日の時点において合致しているため、11月1日より、家庭保育のお願い及びそれに伴う保育料等日割り減額を終了いたします。

2. 保育料等の今後の取り扱いについて

(1) 保護者に対する家庭保育のお願いの終了に伴い、これまで継続させていただいていた土曜日を含むお休みの日（お休みの理由は問わない）に応じて行っていた一律の保育料の日割り減額も終了となります。

よって、保護者の方には別紙に該当する事由がなければ、毎月、満額の保育料を納付していただくこととなります。（3～5歳児クラス在籍の方など、無償化の対象の方を除く。）

今後の日割り減額の詳細につきましては別紙をご参照下さい。

(2) 副食費（給食費）徴収対象者の方について、公立保育園の副食費については、保育料に準じ、日割り減額を行っており、また、私立の施設については各園の判断で日割り減額を行っていた園もございます。保育料の日割り減額が終了となることに伴い、家庭保育のお願いに伴う副食費の日割り減額も終了とさせていただきます。

(3) 保育料、副食費の日割り減額については、国の通知に基づき行っており、災害等緊急やむを得ないとして国が定める場合のみ日割り減額をできるとのルールとなっているため、家庭保育のお願いが終了となる場合はそれに連動し、一律の日割り減額は終了することとなります。ご理解のほど、何卒、よろしくお願いいたします。

3. 家庭保育のお願いを再開する条件

前回通知でお知らせしましたとおり、下記の（1）～（3）の状態を目安に、家庭保育のお願いを再開することを検討します。家庭保育のお願いが再開となる場合は、保護者に通知させていただきます。

- (1) 国立市内の保育関係施設での感染者数が著しく増加していること。
- (2) 国、東京都において、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が発令される状態となっていること。
- (3) 東京都のモニタリング項目の分析・総括コメント（東京都のホームページで閲覧が可）において、感染状況、医療提供体制のどちらかが赤色のレベル「感染の再拡大の危険性が高いと思われる・医療体制がひっ迫している等」となっていること。

以上

○ 問合せ先 国立市子ども家庭部保育幼児教育推進課保育・幼稚園係
電話042-576-2427（直通）

保育料等（副食費含む）の11月1日以降の日割り減額の詳細について

1. 下記ケースにつきましては、引き続き登園しなかった日数に応じた保育料等の日割り減額を継続いたします。下記③～⑥に該当し、日割り減額の適用を受けるには、下記の理由にて、お休みする旨、園に伝えていただく必要があります。①、②につきましては、お申し出いただかなくても園、市で把握が可能なため、園への申し出は不要です。

	状況	日割り減額の対象期間（土曜日を含む）
①	園児が通う保育園等が休園となった場合	保育園等が休園した期間
②	園児が通う保育園等で陽性者が確認され、保育園等より、登園自粛の要請があった場合	登園自粛の要請期間（お休みの理由は問わない）
③	園児が陽性者となった場合	医師等から指示された自宅療養期間
④	園児が濃厚接触者となった場合	自宅待機期間（陽性者との最終接触を0日目と数え、5日間）
⑤	園児又はその同居家族が医療機関や保健所の指示によりPCR検査・抗原検査を受けることとなった場合	検査結果が判明するまでの期間
⑥	園児又はその同居家族に発熱・風邪症状がある場合（PCR検査・抗原検査を実施しない場合）	症状のある園児又は症状のある同居家族について、医療機関の診断により新型コロナウイルス感染症感染の疑いなくなるまでの期間又は診断がされない場合は、症状が治まるまでの期間

2. 今後の保育料等（副食費を含む）の日割り減額の計算方法

国のルールにより、

$$\text{月額保育料等} \times (\text{その月の開所日数} - \text{日割り対象日数}) \div 25 \\ = \text{日割り保育料等 (10円未満切り捨て)}$$

となります。

3. 返還方法（従来どおり）

- (1) いったん全額を徴収後、減額分を翌々月の保育料に充当させていただきます。充当ではなく還付（返金）を希望される場合は保育・幼稚園係までご連絡をお願いいたします。
- (2) 保育園を退園等され、充当する保育料等がない場合は、還付の扱いとさせていただきます、還付請求書を別途送付しますので個別でお手続きをお願いいたします。
- (3) 充当金額が決定しましたら対象者に個別に通知いたします。
- (4) 自園徴収の園の保育料や私立園の副食費についての返還方法については各施設にお尋ね下さい。